

平成28年9月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年8月22日（月）
- 2 場 所 南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午前10時
- 4 終了時間 午前10時45分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員、中原委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、朝倉生涯学習課長、山下文化財課長、
児玉図書館主幹、宇都都城島津邸館長、桜木高城地域振興課長
- 6 会議録署名委員
赤松委員、中原委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、9月定例教育委員会を開催します。
- 8 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いします。
- 9 教育長報告
○小西委員長
それでは、教育長の報告をお願いいたします。
○教育長
今日は、午前中ということでございましたので、一番大きな案件だけひとつだけご報告をさせていただきます。
交通事故に関することございまして、子どもたちの交通事故はそんなに今は多くないのですが、むしろ先生方が多いのですけれども、その中でも生徒に関わる事故で、大きいのが一つございますので、それを報告させていただきます。
これは、8月4日のことございまして、中学3年生が、郡元の近くの道路上で自転車に乗っていて、乗用車と衝突をしたということの怪我でございます。衝突の状況は、運転されていた方が非常に高齢者の方であり、まだ警察が事情徴収している段階で、詳細はわからないということでございます。事故直後に自転車に乗っていて車と衝突した男の子ですけれども、頭が痛いと言って、すぐに都城市郡医師会病院に救急車で搬送されました。頭蓋骨骨折、脳内出血という判断でございます。すぐに手術をすることが必要になりまして、手術をしたということでございます。8月5日、翌日ですけれども、17時20分に手術が始まって、21時30分に手術が終わりました。成功しているということで、命に別状はないということございまして、ただ、集中治療室に入っておりますので、薬で眠らせて、面会はできない状態なんですけれども、翌日から睡眠薬、鎮痛剤は切れ、容態はいいということでした。8月4日に職員が状況を確認したのですが、当人は意識がはっきりしたので食欲はあり、名前、コメントが言え、会話はできるということです。お見舞いはまだできない状態です。1週間後からリハビリが始

まるということです。その後、順調に回復をしているということです。お聞きしたとき、一時どうなるかと思いました。心配をしたところですが、今のところ問題はないということでした。

ただ、事故発生時の状況は覚えていないということで、大抵そうですけれども、事故当時のことは記憶がなく、ショックが大きかったということだと考えます。大事に至るところだったのですが、手術の経過が順調だということですので。その一件が一番大きいということです。以上です。

頭蓋骨が骨折したというのが心配、ただ、表面的なところだけで、内面的なところは…、まだわかりません。今後後遺症が出る可能性もありますので、何ともいえないところです。

○小西委員長

ありがとうございました。回復をお祈りいたします。

1 1 議事

○小西委員長

それでは、議案第36号についてご説明をお願いいたします。

○教育部長

それでは、議案第36号 平成28年度9月補正予算案についてご説明いたします。

表紙を開いていただきまして、1ページをご覧くださいと思います。補正予算の歳入の概要です。今回は9月補正予算案として、2269万9千円増額します。その結果、歳入予算総額は10億733万4千円となります。お開きいただき、3ページをご覧くださいと思います。歳出予算の総計の欄をご覧ください。歳出予算ですが、今回最初の補正が3432万5千円増額いたします。その結果、歳出予算総額は35億8765万8千円となります。歳入歳出予算とも共に増額予算ということで、その主な要因につきまして、まず、歳出予算からご説明を申し上げます。

まず2ページをご覧くださいと思います。2ページ下段の文化財保護事務費、都城領主館跡発掘調査受託事業、3ページ上段に祝吉地区公民館建設事業が歳出予算増額となっております。歳入予算につきましては、1ページをまた元に戻っていただきましてご覧くださいと思います。都城領主館跡発掘調査に係る民間事業者からの遺跡発掘調査事業受託収入、祝吉地区公民館建設事業の財源としては、合併特例事業債を増額したものでございます。その他に、指定寄附金、一番上段に書いてありますが5万円につきましては国際ソロプチミスト都城様から、図書館の児童図書購入用として指定寄附をいただいておりますので、歳出予算で図書充実を補正しようとするものでございます。

次は、予算要求の詳細について、学校教育課、スポーツ振興課、図書館については、私のほうからまとめてご説明いたします。それ以外の教育総務課、生涯学習課、文化財課、都城島津邸、高城地域振興課につきましては、今日来ております担当課長からご説明を申し上げます。

それでは、学校教育課分ですが、8ページの予算委員会説明資料をご覧ください。上段の学校教育事務費に要する経費としましては、3月末に再任用職員が退職したことに伴って、代替の臨時職員雇用に要する費用を増額計上、また、御池小学校休校に伴う小・中学校通学区域審議会に要する委員報酬等を計上しております。次に、8ページ下段、小学校教材整備事業費と9ページ上段の中学校教材整備事業費ですが、ともに教材用備品購入費から消耗品費への組替補正ということになります。これは各小・中学校からの教材整備の要望に沿った形で組替補正ということになります。

次に、スポーツ振興課の補正予算になります。10ページをご覧くださいと思います。一般体育事務費ですが、スポーツ振興課の産休代替臨時職員の社会保険料と賃金の増額補正ということになります。

次に、13ページをご覧くださいと思います。図書充実費を増額補正いたしました。先ほどご説明しましたように、国際ソロプチミスト都城様から図書館児童図書購入用として指定寄附をいただきましたので、増額補正予算を計上いたしました。

以上で、学校教育課、スポーツ振興課、図書館の9月補正予算の説明を終わります。

引き続きまして、教育総務課、生涯学習課、文化財課、都城島津邸、高城地域振興課につきましては、各担当課長からご説明を申し上げます。

○教育総務課長

それでは、教育総務課の9月補正についてご説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。上段が教育総務管理費小学校につきましては、学校事務嘱託職員に係る教材費、賃金の増額と修繕料の増額となっております。下段の教育総務管理費中学校は、修繕料の増額を計上しております。

まず、上段の学校事務嘱託職員の賃金等の増につきまして、これは原則、1校に1人学校事務の嘱託職員を配置しておりますが、西岳地区におきましては、西岳小学校と西岳中学校に兼務で1人、夏尾小学校と夏尾中学校に兼務で1人、吉之元小学校と御池小学校に兼務で1人という配置をしております。ただ、本年度は御池小学校に1年専属で5月から配置を行ったものです。これは平成29年4月から御池小学校が休校するにあたり、学校の整理等に相当の時間と人手が必要であるということが予想され、さらに、御池小学校は複式学級の編成の関係から、本年度、教職員が昨年度に比べて1名減員となっております。学校からの要望がありまして、5月から専属の学校の事務嘱託職員の配置を行いました。補正に関しましては、10月からの半年分となっておりますが、それ以前の賃金等は職員課で対応しております。

次に、教育総務管理費の小学校、そして下段の中学校の修繕料について、合わせてご説明いたします。

7月に多発した落雷により、消防設備等が被害を受け、修繕においた経費を増額補正するものです。この被害に遭ったのは、小学校では6校、中学校では7校となっております。修繕につきましては、早急に対応する必要がありますので、既に業者に修繕を依頼しており、完了しているものもあります。また、修繕のほとんどは火災保険が適用されるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。それでは続けて、生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、生涯学習課分についてですが、11ページをご覧ください。上段の一般事務に要する経費としまして、臨時職員の雇用に必要な社会保険料と賃金を増額補正しております。

次に、下段の祝吉地区公民館建設事業に要する経費としまして、歳入及び歳出を増額計上するものでございます。歳入につきましては、先ほど、児玉教育部長のご説明がありましたので省略させていただきます。歳出につきましては、埋蔵文化財発掘調査の実施に伴う経費と地質調査の実施に伴う委託料を増額補正しております。地質調査の期間につきましては、約2ヶ月を予定しております。また、埋蔵文化財発掘調査につきましては、祝吉地区公民館の東側の土地を5月17日に試掘調査した結果、弥生時代及び古墳時代の土器等が出土しましたので、遺

跡が存在する可能性が高いと判断されたため、実施する予定でございます。調査期間は、地質調査後約5ヶ月予定しております。

以上で説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。次は、文化財課お願いいたします。

○文化財課長

文化財課の9月補正予算についてご説明申し上げます。

先ほど部長より説明ございましたが、5ページをご覧ください。都城領主館跡発掘受託事業収入でございます。これは、遺跡の発掘調査に要する経費を授業者から受け入れるものでございます。

次に、歳出です。12ページをご覧ください。都城領主館跡発掘調査受託事業でございます。民間の駐車場の造成工事に伴いまして、試掘調査を実施しましたところ、遺跡が確認されましたので、発掘調査を行うものでございます。歳入の受託事業収入額954万9千円をそのまま歳出補正予算としております。主な支出内容が発掘作業の賃金と測量関係の委託料及び発掘に使用する機器等の使用料及び賃借料でございます。

なお、報告書は来年作成する予定としております。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。次は、都城島津邸館長お願いいたします。

○都城島津邸館長

都城島津邸です。14ページを開いてください。上段のほうに、後藤家伝来史料調査資料がございましたが、2万7千円の減額でございます。こちらにつきましては、平成26年度から3ヶ年の事業で後藤家の伝来史料の調査を行っているところですが、嘱託職員の早期退職に伴う賃金や調査員委嘱に関わる組み替えを行うものでございます。

下段のほうは、都城島津邸管理の38万9千円の増額です。こちらにつきましては、邸内にメリケントキンソウという植物が繁殖していることが判明いたしました。その植物は、南アメリカ原産の外来植物で、5月から6月に実がなり、秋に固くなります。それに2ミリぐらいの棘が多数ございまして、その棘が肌などに刺さり、子どもたちが怪我などをするおそれがあります。こちらは、宮崎県・鹿児島県等のホームページでも注意喚起されているところでございます。来館者の怪我の防止、安全確保のために芝を枯らさずに、メリケントキンソウという植物を駆除する薬剤を散布する費用でございます。場所は、島津広場と冠木門周辺と庭園になります。

以上で終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。次に、高城地域振興課長お願いいたします。

○高城地域振興課長

それでは、高城地域振興課分のご説明を申し上げます。予算説明資料の15ページをご覧ください。ただきたいと思っております。

まず、上段の高城生涯学習センター管理運営費でございますが、修繕料などに不足が生じる見込みがございますので、委託料の執行残を組み替えるものとなっております。

続きまして、下段の一般管理費幼稚園預かり保育に増額しました8万8千円につきましては、

石山幼稚園が現在、第一、第三、第五土曜日及び休園日に実施しております預かり保育につきましては、現在職員1名で対応していたため、不審者の侵入や災害時の対応など、安全性を考慮いたしまして、平成28年6月よりパート職員を1名補充したものです。なお、平成28年6月から9月までの賃金は職員課のほうで対応していただき、10月以降の15回分の賃金を今回、高城地域振興課で補正するものでございます。

以上で説明終わります。ご審議をお願いします。

○小西委員長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきました中で、お尋ねはありませんでしょうか。

○教育長

島津邸についての質問ではないのですけれども、メリケンソウというのはどういう形をしている草ですか。どのくらいの背の高さになるのですか。

○都城島津邸館長

通常、トキンソウという草がございまして、芝と同じ程度の低い小さな植物でございまして。ただのトキンソウというのは、棘がないものですから、その辺の庭とか、草むらとかには沢山繁殖して、芝の若い頃の芽みたいな小さな植物の塊です。

○教育長

芝の間に生えているわけですか。

○都城島津邸館長

芝の間に、かなりの数の量が繁殖しておりまして、これは、うちを管理している造園業者が春に見つけて、ちょうど今頃から実が固くなって、棘が刺さる時期に来ているということになっております。

○教育長

では葉っぱの形自体は芝みたいなものですか。

○都城島津邸館長

そして、花が咲くのですが、その花の先が固くなって、実になる。それがどんどん固くなって、3ミリから5ミリぐらいの塊で、抜こうとして触ると、かちっと手に刺さります。

○教育長

早めに駆除するという形ですね。これはどこでも生えているのですか。

○都城島津邸館長

先ほど言いましたように、宮崎県、鹿児島県、そして、ここだけではなくて、静岡県とか兵庫県とかのホームページにも注意喚起はあります。ただ、それによって大怪我をすとかではなくて、草が生えて、例えば、その藪の中に素足で入った時に、葉で切ったりとか、その程度のことかとは思っているのですが、うちは子どもたちが郷中教育で裸足で剣道をしたりとか、幼稚園児とか小学生が遠足に来られて、手をついたりすると非常に危ないのではないかということで、散布して、芝を枯らさずにその雑草だけを枯らす特殊な薬剤を噴霧するという事になっております。

○教育部長

雑草が増えて、小学校にもありました。除草剤で駆除していくということです。

○教育長

それだけピンポイントでやるける除草剤があるわけですね。

○赤松委員

双子葉類なのですね。単子葉類は枯らさないで、双子葉類を枯らすという薬剤を使うわけですね。

○小西委員長

きれいにそれだけが駆除されればいいですね。

では、よろしいでしょうか。

ほかにご質問はありますか。

それでは、今のご説明の中では、質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第36号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、議案第37号を図書館長より説明いただきます。

○図書館長代理

本日は、図書館長は所用で不在しております。主幹の児玉と申します。私のほうが代わって説明させていただきます。

それでは、議案第37号 都城市立図書館協議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

現在の都城市立図書館協議会の委員が、平成28年8月31日をもって任期が終了いたしますので、次の任期の委員を別紙の10名の方に委嘱するものであります。

図書館協議会は、図書館の運営を調査・審議し、図書館サービスについて意見を述べていただく会議であり、図書館条例に基づいて設置しております。年に1・2回開催しております。委員は、歴代の図書館協議会委員の構成を参考にしまして、教育関係者や学識経験者などに各団体、各所属団体の推薦をいただいた上で選任させていただいております。各委員の所属団体につきましては、めくっていただきました関係資料のほうの備考欄に示しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、訂正をさせていただきたいと思っております。備考欄の隣に図書館条例とありまして、下のほうに第6条の3の(3)(2)(1)とか色々出ておりますが、申し訳ございません、これは図書館条例第21条でございます。誤記でございます。修正をお願いいたします。

そして、21条の3に基づく各委員の方が所属する団体の位置づけ、(3)(2)(1)の意味につきましては、(1)が学校教育及び社会教育の関係者、(2)が家庭教育の向上に資する活動を行う方、(3)が学識経験を有される方ということでございます。特に(2)及び(3)につきましては、各所属団体もしくは個人で図書館を非常に活用されている方、利用されている方という方々で選任をさせていただきました。現在の任期委員が10名ですので、次の任期についても10名の構成とさせていただきました。この方々の任期につきましては、平成28年9月1日から平成30年8月31日までの2年間を予定しております。

なお、今回は再任が6名、新任が4名となっております。教育委員会での了承後は、9月に委嘱についての通知を行いまして、図書館協議会を11月中旬に開催する予定でございます。

以上、説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。

今、新しい図書館への移行で色々な協議がされておりますが、その協議に対して図書館協議

会との関係といたしますか、今後、移行する段階においても色々な意見をいただけるのでしょうか。

○図書館長代理

それにつきましては、まず、今、中心市街地の活性化ということで、図書館の移転計画も入っておりますが、この移転計画の素になります基本計画が昨年度策定されております。その検討の時に図書館協議会の方々も入っていただきまして、その時点でどういったような形の図書館にしていくかということについて、ご意見をいただいております。

○小西委員長

わかりました。

ほかにありませんか。

それでは、議案第37号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、議案を終わります。報告第69号を教育総務課長よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第69号 専決処分した事務 教育委員会名義後援についてご報告いたします。

開いていただきまして、7月21日から8月9日に申請のありました8件の名義後援を承認していることをご報告いたします。

1枚めくっていただき、9月に開催予定の名義後援のイベント等の一覧を付けしておりますのでご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○小西委員長

ありがとうございます。

内容について、ご質問はありませんでしょうか。

お尋ねします。

49番のマナーセミナーのキッズセミナーというのは、子ども向けのマナーセミナーというのが、あまり耳慣れないのですけれども、内容はどのようなものなのでしょうか。

○教育総務課長

宮銀が主催しております、説明資料によりますと、小学生を対象にお小遣いゲーム等を通して、お金の大切さを学ぶことを目的としたセミナーということで、県内3ヶ所で開かれています。都城、延岡、宮崎ということで、都城でも8月2日に南九州大学の会議室で開かれていますということで、子どもの頃から預金とか、お小遣いの使い方というものを中心に学んでいこうということで、宮銀が主催をされて、開催されているものであります。

○赤松委員

この申請はいつ上がってきたのですか。

○教育総務課長

この申請は、8月2日になっていますから、申請の日付は7月19日付で上がってきております。こちらのほうに記載されていないかもしれないです。

○教育長

本来、1ヶ月ぐらい前に申請するということですよ。ほかのところもやっているのですよ。都城市のほかにも、宮崎市、延岡市も教育委員会が名義後援しているのですよ。

○赤松委員

8月2日の開催が8月2日に承認されるという分には、ぎりぎりに上がって、7月19日に上がってきているというのは遅いですね。

○教育長

回ってくるのにぎりぎりですね。

○小西委員長

以前もこういう事例がありましたけれども、名義後援については、もう少し、相手に対する意識の面でも期間をとっていただければという気がいたします。

○教育総務課長

宮銀のほうにも、承認を得る前にチラシのほうは当然、でていると思われまので、その辺はお願いしたいと思います。

○小西委員長

名義後援の位置づけというものを明確にするために、期間をある程度とっていただければと思います。

ほかにありませんでしょうか。

形だけとにならないようにお願いしたいと思います。

それでは、報告第69号を承認させていただきまして、これで本日の議事を終了させていただきます。

○小西委員長

続いては、8月定例教育委員会議案第29号の質問についての内容報告のご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

議案内容でございますけれども、議案第29号 年齢層に応じた防災教育の推進に関わる請願書についての場面でございます。質問内容は、防災士そのものがいかなるものかということと、まずは各都道府県等々でその基準が違うのかということのお尋ねだったと思います。

回答といたしましては、防災士とは、そこに書いてあるように、日本防災士機構が認証した者でございます。今現在、11万人を超える方々が防災士として認定されているわけなのですが、資格の取得について、中段あたりでございますけれども、防災士の養成カリキュラムについては、防災士教本に基づき、全31講座のうち12講座以上を受講したことが必要になります。また、研修レポート等が必要な場合もあるということです。自治体や民間機関が実施する研修により、取得機関が異なることとなります。これにつきまして、どのような手順でと、1から6番までありますけれども、宮崎県では、一番下の段になりますが、危機管理局危機管理課と特定非営利法人宮崎県防災士ネットワークが連携して、別紙1のと通りの流れになります。これが裏面でございます。

まず、7月上旬から9月上旬にかけて、基礎コースの受講が1、2日間行われます。これをもとにしまして、3番目の課題レポートの提出がでございます。また、救急救命の講座の受講が必要になってまいります。それを受けまして、第2回目の講座としまして、専門コースが2日間行われて、そこに試験を受けまして合格すれば合格通知という形になりますので、約1年間をかけて取得していくわけでございます。

ところが、先日、中原委員からもご質問がありましたように、他県の状況を調べてみますと、

福岡県では、③の課題レポートがございませんでした。そして、1番と5番の2つの講座が2日間において12講座を全部やってしまうと。その後、試験を受けて、試験に合格すればすぐに合格通知が受けられるというシステムになっておりました。

ということでありまして、宮崎県は1年かけてやるわけなのですが、他県では、非常にコンパクトに期間を詰めてやるのが可能であるということでもございました。最終的には、12講座というところはゆるぎはないというところでもございました。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

さらにお尋ねはよろしいでしょうか。

○教育長

それは、県に任されているわけですか。

○学校教育課長

この試験の実施自体が防災士養成事業実施自治体というのが、今、51自治体ございまして、その51自治体がやっているのと、もう一つが防災士研修民間機関というものがあるそうです。これは宮崎県にはありませんけれども、そういうところがそれぞれにやり方を変えてやっているということです。

○教育長

そうすると、今、おっしゃった3番みたいなものは、それによって省略してもいいと、講座を受けて、試験を受けて合格すればいいということですよ。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

ですので、宮崎県の場合は非常に丁寧に、この防災士を養成しているということが言えると思います。

○赤松委員

市内でどのくらいの数がいらっしゃるというのは把握、データがあるのですか。

○学校教育課長

申し訳ございません。そのデータはひろっておりませんでした。

○赤松委員

ありがとうございました。

○小西委員長

今後、この動きを増やしていくとか、組織を充実させていこうとか、そういったものがどこがするのですか。

○学校教育課長

危機管理課のほうで。

○教育部長

結局これを学校で、防災士の資格を持っていらっしゃる方々が、児童・生徒たちに向けて防災教育ということを行っていくということですね。この請願がもう少し防災士を活用していただきたいということで請願が出たようで、この請願にあったように、民主団体ということで、例えば、防災士ではなくて消防士の方々とか、専門的にそういう経験がある方々から学校教育の中の防災教育とか、地域の方々と一緒になってやっていくものに活用してほしいということ

でございます。熱心にそこをおっしゃっていたのだなと思いました。

○中原委員

確かに、私も個人的には、学校の中での防災教育というのは、非常に重要なファクターだとは思っています。ここに書いてありますように、自助・共助ということで、みんなと色々な教育分野につながっていく要素を占めているので、防災教育というのは、わかりやすい伝え方は何かとは思っているのですが、ただ、そこに防災ネットワークとかいう組織というものが下調べもせずに、ただ防災という単語だけで何か信頼、信用すると、何か危ないのではないかと危惧して、私もそういう資格をとろうかなと調べたことがあったものですから、結局、民間といいますか、何ちゃってで認定しているものなので、それが自治体からの推薦を受けた場合にどういう威力があるのかと危惧して、下調べだけはして、議会でもそういう思いがあったものですから…。丁寧にありがとうございます。

○小西委員長

防災教育というのは、専門の指導者は確かに必要だと思いますので、この組織がしっかりと充実して行って、そして、学校との連携も正しく行われれば素晴らしいことだと思います。

ほかにないでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

11 その他

○10月定例教育委員会日程について

日程 平成28年10月6日(木)9:30から

会場 南別館3階委員会室

○11月定例教育委員会日程について

日程 平成28年10月27日(木)13:30から

会場 南別館3階委員会室

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成28年11月22日(火)13:30から

会場 南別館3階委員会室

以上で、9月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

委員長